

令和 8 年度監査基準チェックリストの主な改正点

1. JIS A 5308 及び JIS Q 1011 の改正に伴う対応

JIS A 5308 及び JIS Q 1011 の用語及び表記の改正を受けて、令和 7 年度監査基準チェックリストにおいて表記及び用語が整合するよう改正したが、改正漏れがあったため令和 8 年度版で改正した。対象となる監査基準を以下に示す。

- ・ B3101 (セメントの要求品質等) : 「製造業者」 → 「生産者」
- ・ B3104 (セメント入荷時の確認) : 「製造業者」 → 「生産者」
- ・ C0101 (材料の計量精度) : 「1 運搬車分」 → 「運搬車 1 台分」

2. 監査基準の改正

- ① A0103 (コーピング 会議) は、監査結果の承認、異議申立及び意見交換を行う重要場面であるため、経営者の出席は対面を原則とすることを明記した。ここで言う経営者とは代表取締役限定するものではなく、取締役でもよい。

また、やむを得ない場合としてカメラを ON にした WEB 出席のみを認めることとした。

以上の改正により、表紙の「3. 工場側出席者」の記載欄下に、注 4 として WEB 出席の場合の記載方法を追記した。

また、経営者が取締役でもよいことは、経営者が定義されている A0101 (品質方針) に注意書きを追記した。

- ② A0603 (産業廃棄物処理)

- ・ 監査時では前年度及び前々年度の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を確認する必要がある。法令では、多量排出事業者には該当する場合は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する年度の産廃減量計画として「産業廃棄物処理計画書」の提出が必要となる。またその翌年度にはその減量計画に基づく対応結果報告として「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の提出が必要となる。したがって、監査時に前年度が多量排出事業者には該当しない場合であっても、前々年度に多量排出事業者には該当し「産業廃棄物処理計画書」を提出していれば監査時には「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を確認しなければならない。

このように監査時には被監査工場の実情に合わせて確認する書類に注意が必要と

なるためチェックポイント(5)を(5)、(6)に分けて文言を修正した。さらに参考として、本件に関する監査時の作業内容をフロー図示した。

- ・4つの罫に番号を付記した。罫3は新たに設けたチェックポイント(6)に関する内容なので修正した。
- ・調査の結果欄の留意点を、見やすく箇条書きとした。これにより行数が増えるため、2頁に跨ぐ項目とした。
- ・箇条書き⑤に、積み替え保管等で複数の収集・運搬業者を用いている場合の留意点を追記した。

③ A0401(教育・訓練)

- ・チェックポイント(1)について、力量は必ずしも実務経験年数で決まるものではない。経験が浅くとも力量のある従事者がいれば、長い実務経験数であっても力量が乏しい従事者もいる。必要な力量を工場が定めており、その力量評価に基づき判断されるものであるため、実務経験年数の表記を削除した。
- ・チェックポイント(5)については、有効性の評価として「教育・訓練を受けた要員の理解度と、それに対するQMRによる評価の記録」が必要である。ただし、令和8年度は準備期間とし、令和9年度で改正を予告する。

3. 表記の適正化 (JIS A 5308、JIS Q 1011 の改正内容以外)

- ①B3402(混和材量の受入検査)のチェックポイント(4)の「伝票」を「納入伝票」と明記した。
- ②B4303(計量記録の整備)のチェックポイントの調査項目で、要求件数は現場の数であること、その運搬車数は受領書の数であることを明確にした。
また、要求件数の調査は、(令和○年度)を(監査実施の前年度)とし、毎年チェックリストの修正を行わないように改正した。
- ③B4205(細骨材の表面水率)のチェックポイント(3)の記述は、B4201、B4206と同じ文章に統一することとし、「配合補正の実施記録」とした。
- ④B5201(検査設備)のチェックポイント(2)⑥の結果欄は、「ある／ない／評価対象外」とし、「スランプフローで管理するコンクリートが無い工場は、(2)⑥は評価対象外」を追記した。

4. 調査項目の改正

- ①A0103(クロージング会議)：経営者のクロージング会議への出席状況を対面かWEBかを調査することとした。

以上